

コンプライアンスの基本方針

共済事業を始め諸事業の健全かつ適切な運営及び共済契約の利用者の保護を図るために、公益社団法人全国子ども会連合会（以下、「この法人」という。）及び業務委託先（都道府県・指定都市子連）の役員及び職員（以下、「役職員」という。）は、すべてにわたり法その他の法令等を遵守することが重要である。そのためには、理事等がコンプライアンスの重要性を認識し、組織全体でコンプライアンスの仕組みを整備することが必要である。

コンプライアンスの仕組みを整備し、以下の通りコンプライアンスの基本方針を設定する。

1. コンプライアンスの仕組みの整備

(1) コンプライアンスに関する規程の策定

- ① 理事会は、コンプライアンスの重要性を理解し、現状を認識し、適正なコンプライアンスの仕組みの整備に向け、コンプライアンスに関する規程を策定するものとする。
- ② コンプライアンスに関する規程については、随時、適切に内容の見直しを行なうものとする。
- ③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨むこととする。

(2) コンプライアンスのための組織の整備

- ① 理事会は、コンプライアンス担当の理事について、内部監査担当及び事務局から独立した立場で適切な役割を担わせる仕組みを整備するものとする。
- ② 理事会は、コンプライアンスに関する問題を適時かつ的確に認識するために必要となる情報が、事務責任者等からコンプライアンス担当の理事に速やかに報告される仕組みを整備するものとする。
- ③ 理事会は、コンプライアンス担当の理事にコンプライアンスの仕組みの確保のために必要な権限を与えるものとする。
- ④ 理事会は、コンプライアンス担当の理事が、共済事業等の運営に重大な影響を与える、又は利用者の利益が著しく阻害される一切の事項について、理事会に対し速やかに報告する仕組みを整備するものとする。

2. コンプライアンス担当の理事の役割

- (1) コンプライアンス担当の理事は、コンプライアンス関連情報を的確に収集・管理し、必要な調査を行なうものとする。
- (2) コンプライアンス担当の理事は、収集したコンプライアンス関連情報を分析し、分析結果に基づき、事務責任者や関連する他の担当に対し報告・改善を求めるな

ど、改善に向けた取組を不断に行なうものとする。理事会に対しては、改善の為の提言を行なうものとする。

- (3) コンプライアンス担当の理事は、不祥事件の未然防止・再発防止のために、効果的な防止策を検討、策定するものとする。

3. 指導・研修・管理等

- (1) コンプライアンス担当の理事は、不祥事件の未然防止の観点から、コンプライアンスを徹底するため、役職員等が研修等に参加できる仕組みの整備に努めるものとする。
- (2) コンプライアンス担当の理事は、特定の職員を長期にわたり同一部署の同一業務に従事させないようにすることとする。

4. 責任追及

法令等違反行為が発覚した場合、事実関係の真相究明、同様の問題が他に生じていないかのチェックを行なうとともに、法令等違反行為を行なった者だけでなく、役員を含めた関係者の責任を厳しく追及することとする。

5. 不祥事件等への対応

- (1) 役職員等が、不祥事件又はその疑いのある行為を発見した場合、コンプライアンス担当、内部監査担当又は事務責任者への迅速な報告、規程等に則った理事会への報告及び不祥事件の関係者とは独立した理事による速やかな深度ある調査が行なわれる仕組みを整備するものとする。
- (2) 事実関係の調査・解明、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が、不祥事件の関係者とは独立して整備されるものとする。
- (3) コンプライアンス担当の理事は、不祥事件の発生原因を理解し、未然防止の観点から役職員等に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じるものとする。
- (4) 不祥事件の行為者及びその管理責任者等に対して、責任の明確化や追求が適切に行なわれるものとする。
- (5) 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、速やかに警察等関係機関等へ通報を行なうものとする。

この基本方針の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この基本方針は、平成 24 年 4 月 25 日から適用する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成 25 年 5 月 14 日改正し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。